

政法第3181号
答申第402号
平成27年3月19日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年3月14日付け廃第2287号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成24年2月9日付けで異議申立人から提起された、平成23年12月14日付け廃第1682号で行った行政文書部分開示決定のうち、事業収支計算書（作成年月日 平成23年7月15日）において千葉県情報公開条例第8条第3号に該当するとして不開示とした部分に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、事業収支計算書（作成年月日 平成23年7月15日。以下「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とした決定のうち、次の情報を開示すべきである。

(1) 会計処理及び損益計算の表のうち、仕様の欄の次に掲げる情報

ア 番号2の10文字目から13文字目まで

イ 番号13の12文字目、13文字目及び17文字目から19文字目まで

ウ 番号18の14文字目及び15文字目

エ 番号19の1文字目から3文字目まで、20文字目及び21文字目

オ 番号20の1文字目から3文字目まで、13文字目及び14文字目

カ 番号21の14文字目から16文字目まで

キ 番号22の11文字目及び12文字目

ク 番号26の11文字目から13文字目まで

(2) 資金繰り表のうち、次のアからエまでの情報

ア 冒頭の欄（1頁目の4列目及び9列目の欄、2頁目の10列目の欄並びに5頁目の11列目及び12列目の欄）の名称

イ 「当期から経過年度」、「廃棄物受入期、浸出水管理期」、「認可、建設」及び「廃棄物受入、浸出水処理年度（各期）」の各欄に対応する内容

ウ 営業収支・出金の欄における番号54の13文字目及び14文字目

エ 仕様の欄の次に掲げる情報

(ア) 番号60の19文字目及び20文字目

(イ) 番号70の1文字目から4文字目まで

(ウ) 番号73の1文字目から4文字目まで

(エ) 番号78の1文字目から4文字目まで

2 本件対象文書1につき、実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成23年12月14日付け廃第1682号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、本件対象文書1の不開示とした部分を取り消すとの決定を求めると

いうものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 特定の法人による産業廃棄物管理型最終処分場を地下水脈とする井戸水源周辺住民にとって、ひとたび有害物質が漏出した場合、飲用する地下水が汚染されることから、たとえ有害物質が微量であっても長期間飲用し続けることによって、生命又は身体に重大な影響を及ぼすことは明らかであり、当該処分場の建設・操業の許可が適正に為されるかについて情報を開示される必要がある。

その情報とは、当該処分場の適切な建設、施工、維持管理、運営管理を真に実行できるのか否かを検討する必要があるところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき許可要件となっている、当該法人が経済的基盤・属性を有しているかを判断するためには、今回不開示となった部分の開示が必要である。当該法人の産業廃棄物最終処分場設置許可処分に係る判決の経緯からすると、事業者から提出された経理的基礎にかかわる情報は信頼できる情報ではなく、千葉県は以前と同様に再度誤った許可処分を行う可能性があり、その結果として周辺住民の生命・身体や財産が侵害を受ける可能性が高く、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号ただし書に該当する。

- (2) 確かに、不開示部分は、当該処分場の事業運営のノウハウや当該法人の信用情報を含むため、条例第8条第3号に該当するとも思える。

しかし、本件においては、

ア ノウハウや信用情報は、開示によりもたらされる周辺住民の生命、健康、生活の確保という利益と比べれば権利保護の必要性は低いものであること

イ 異議申立人は、管理型処分場の運営や当該法人との取引等を全く予定していない者であり、同人にノウハウや信用情報が開示されたとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する法的保護に値する蓋然性は認められないこと

ウ 訴訟において、当該法人は、複数年度の「事業収支計算書」を証拠として提出しており、「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」であることはもちろん、「法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報」に該当する以上、年度が異なるだけの本文書が「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当しないのは明らかというべきであることから、条例第8条第3号イに該

当せず、非公開部分は公開されるべきである。

- (3) 特に管理型処分場は有害な物質が埋立てられることから、関係省令に従った適正な設置、管理および運営が行われなければ、直ちに、有害な汚染水が漏出し、周辺住民らに健康被害が発生する蓋然性が高い処分場である。その適切な設置と維持管理は、当該事業者が相当な経理的基礎があつて実現が可能となる。経理的基礎に関する資料は、周辺住民の生命・健康被害が生じるか否かに直結する資料として重要な資料である。

ちなみに、管理型処分場設置取消訴訟において、千葉地裁判決は、「管理型最終処分場の周辺住民が生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれがある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠くような場合」には、経理的基礎を含む許可基準は「周辺住民の安全を図る趣旨から、周辺住民の法律上の利益に関係のある事由について定めている」というべきである」として、経理的基礎が、直接、周辺住民の安全との関係で問題となることを判示している。

経理的基礎は許可要件であるから、許可基準の該当性について適切な判断を行っているか否かについて検討するには、審査段階において、経理的基礎に関する資料の公開は行われる必要がある。不適切な許可がされた場合には、周辺住民において多大な時間的・経済的負担を強いられるからである。許可基準に該当する文書は、当該許可が適切なのか否かを公にも検討する上で必要であり、秘密文書ではないからこそ申請時の添付資料となっているのであるから、すべて公開されるのが原則である。特に本件に関する訴訟において、事業者の簿外帳簿を見落としていたことが明らかになっている経過に鑑みれば公開が必要である。

したがって、本件文書は、条例第8条第3号ただし書に該当することは勿論のこと、本来、当然に公開されるべき文書である。特に、本件非公開部分は、経理的基礎の根幹をなすものであるから、すべて公開されなければならない。

- (4) 条例3号本文(競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ)についての判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるが、実施機関の主張には多少なりとも考慮した痕跡すらうかがうことはできない。現在に至るまで、当該法人に対し、設置計画に対する不当な干渉、圧力等が行われたことはなく、当該法人は、訴訟内で本件文書と年度のみが異なる文書を証拠として提出したが、当該法人に対し、設置計画に対する不当な干渉、圧力等が行われたことは一切ない。
- (5) 本件文書の開示と審査過程において県の担当者への不当な圧力・干渉

等が行われることとの間には関連性はない。過去10年以上に亘り不当な圧力・干渉等がない状況下において、県担当者への不当な圧力・干渉等があらためて惹起される蓋然性があると断言するのであれば、実施機関にてその存在を立証すべきである。

本件文書の開示を契機に住民側が県担当者に不当な圧力・干渉等を行うことは想定できず、さらに、住民側が県担当者に意見を述べたからといって県担当者が当該法人との協議の場において率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも到底想定できない。むしろ、県担当者が、不十分な情報の開示しか為されなかった住民側の不十分な意見しか得られず、情報の集中する業者からの一方的な情報のみで意思決定をするのであれば、到底中立的な意思決定とは言えないのは明白である。

本件文書は過去の年度の事業収支計算書であり、当該法人にて事実関係の確認が十分取れたからこそ県に正式書面として提出されているのであり、これが修正・再提出される事態はそもそも想定しがたいものであるから、第5号に該当しないことは明白である。

- (6) 過去10年以上県担当者への不当な圧力・干渉等や県民の間の混乱という事態が発生しておらず、本件文書の開示を契機にかかる事態が発生する蓋然性もない。実施機関は、支障の有無、程度を客観的に検討することなく、単に主観的にそのおそれを想像しているだけであるから、条例第8条第6号に該当しないのは明白である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成23年11月14日付けで、次の(1)から(3)までを請求内容とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 現在までの間、特定の法人から千葉県に対して提出された文書一式（但し、すでに情報の公開を行った文書を除く。）
- (2) 平成23年（あるいは平成22年）9月17日、廃棄物指導課と政策法務課間のやりとりに関連する文書
- (3) その他、特定の法人に関し、県の機関及び関連機関その他において作成された書面一式

2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を次に掲げる行政文書（以

下「本件対象文書」という。)と特定し、条例第8条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当するとして本件決定を行った。

- (1) 本件対象文書1
- (2) 当該法人訴訟判決確定後の対応について（政策法務課確認結果）（以下「本件対象文書2」という。）

3 部分開示の理由について

産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、法第15条の規定により、都道府県知事の設置許可が必要とされている。

本件対象文書1及び本件対象文書2は、当該規定に基づく、特定の法人が計画する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「当該法人最終処分場」という。）の設置許可申請手続に係る一連の行政文書の一部であるが、異議申立ての趣旨は、本件決定のうち本件対象文書1の一部を不開示情報とした部分を取り消し、公開することを求めるものであるため、以下、本件対象文書1の不開示情報該当性等について説明する。

(1) 本件対象文書1について

産業廃棄物処理施設の許可にあたっては、施設の処理能力や構造上の基準等だけではなく、当該申請者が適切に当該施設の維持管理を的確にかつ継続して行うことができる経理的基礎を有していること（法規則第12条の2の3第2号）が許可要件として定められている。

本件対象文書1は、この経理的基礎の要件に係る書面として平成23年7月に当該法人から提出された、最終処分場事業の損益計算や資金繰りについての状況が記載された事業収支計算書である。

(2) 当該法人最終処分場設置許可申請の経緯について

当該法人最終処分場の設置許可申請は平成10年6月8日に提出され、県は一旦不許可としたものの、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求で厚生省が県の不許可を取り消す裁決を行ったため、再度審査を行った上で、平成13年3月1日に設置許可を行った。

同年5月、地元住民が許可処分の取消を求める行政訴訟を提起し、千葉地方裁判所判決において、処分場設置、維持管理についての経理的基礎が法の要求する程度を満たしていないこと理由に、県は敗訴した。

地裁判決を不服として県は控訴を行ったものの、東京高等裁判所判決において、法改正時の解釈に誤りがあり審査に必要な手続を経ていないことを理由に、県の控訴は棄却された（地裁判決で争点となった経理的基礎については言及されなかった。）。

更に、県は最高裁判所へ上告受理の申立を行ったが不受理の決定がな

され、東京高裁判決が確定し、県の設置許可処分は取消しとなった。

許可処分取消後の対応については、高裁判決が手続の違法を理由とした取消判決であり当初の申請自体は有効な状態であること、当該法人が申請継続の意思を示したことから、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第33条第3項の規定により、改めて高裁判決で必要とされた手続（生活環境影響評価書の提出等）を経た上で申請に対する処分を行うこととなった。

この方針により、県は当該法人に対して、確定判決で必要とされた手続である生活環境影響評価書の提出を求めたほか、申請書の添付書類についても直近の状況を反映する必要があるもの等については改めて提出を求め、再審査を行っている状況である（本件対象文書1は、この再審査に当たって当該法人から平成23年7月に提出された書面である。）。

(3) 条例第8条第3号の該当性について

本件対象文書1の2ページ目以降は、当該法人最終処分場の事業収支報告書として、最終処分場設置工事期及び操業開始後の各年度における損益計算や資金繰りについて、費目欄ごとに金額が記載されている。

このうち、各費目欄の一部及び各期の金額欄の情報については、開示することで当該処理場の経営上の内部情報やノウハウが公になり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

更に、前記(2)のとおり当該法人最終処分場設置申請は現在審査中であること、当該処分場設置をめぐる訴訟については新聞等でも報道され一般県民の関心も高いと思われることから、現時点で最終処分場の収支計算の詳細な情報を開示することで、当該法人に対し設置計画に対する干渉、圧力等が行われ、結果的に正当な利益を害することとなる可能性も否定できない。

また、当該情報には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要な情報として認めるまでの特段の事情も見当たらないことから、条例第8条第3号ただし書にも該当せず、当該情報を不開示としたものである。

(4) 条例第8条第5号及び第6号の該当性の追加について

諮問理由の説明に当たり不開示理由を再検討した結果、本件対象文書1の不開示情報のうち収支計算書中の各費目欄の一部及び各期の金額欄については条例第8条第5号及び第6号該当性の追加をすることが適当と判断したので、以下追加する。

ア 前記(2)のとおり当該法人最終処分場設置申請は現在審査中であること、また、当該処分場設置をめぐる訴訟については新聞等でも報道

され一般県民の関心も高いと思われることから、現時点で最終処分場の収支計算の詳細な情報を開示することにより、審査過程において県の担当者への圧力・干渉等が行われること等で、協議等の場における率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、文書の性質上、今後の審査の展開や事情変更等により修正や再提出が行われる可能性もあり、事実関係の確認が十分ではない情報を開示することで不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第8条第5号に該当するものである。

イ 更に、前記アにあるような事態が発生した場合、その結果として産業廃棄物処理施設設置認可に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当するものである。

4 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、平成24年2月9日付けの異議申立書で、本件決定のうち、本件対象文書1の一部を非公開とした部分を取り消し公開するとの決定を求め、以下のとおり主張する。

ア 条例第8条に規定する不開示情報の第3号に該当するとして、文書の一部が不開示となったが、次のとおり違法・不当である。

イ 不開示部分が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（条例第8条第3号本文ただし書）」に該当すること。

(ア) 人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは県の基本的な責務であり、法人情報についても、開示する必要が認められるものは開示しなければならない。

(イ) 当該法人最終処分場を地下水脈とする周辺住民にとって、ひとたび有害物質が漏出すれば生命・身体に影響を及ぼすことは明らかであり、同処分場の建設・操業許可が適正になされるかについて情報を開示される必要がある。

(ウ) そのためには、当該法人が施設の適切な建設、維持管理、事業の適切な運営管理を真に実行できるのか検討する必要があるところ、経済的基盤・属性を有しているかの判断には今回不開示となった部分の開示が必要である。県の当該法人最終処分場許可取消訴訟の経緯からして、事業者から提出された経理的基礎に係る情報は信頼できる情報ではなく、千葉県は以前と同様に再度誤った許可処分を行い、その結果として周辺住民の生命・身体や財産が侵害を受ける可能性が高い。

ウ 不開示部分は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例第8条第3号イ）」に該当しないこと。

(ア) 確かに不開示部分は処分場の事業運営のノウハウや信用情報を含むため、不開示情報に該当するとも思える。

(イ) しかし、「害するおそれ」の判断に当たっては、法人の性格や権利保護の必要性等を十分考慮しなければならず、さらに、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている。

(ウ) 本件においては、①法人情報は、開示によりもたらされる周辺住民の生命、健康、生活の確保という利益と比べれば権利保護の必要性は低いこと、②異議申立人は当該法人最終処分場の運営や取引等は全く予定しておらず、法人情報が開示されても、当該法人の正当な利益を害する法的保護に値する蓋然性は認められないこと、③当該法人が被告となった最終処分場建設・操業差止等請求訴訟において、当該法人が証拠として事業収支計算書を提出しており、「法令等の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報」で「法人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報」に該当する以上、年度が単に異なるだけの本件対象文書1が「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しないのは明らかであることから、非公開部分は公開されるべきである。

(2) 条例第8条第3号本文ただし書の該当性について

異議申立人は、前記(1)イのとおり、当該法人が施設の適切な建設、維持管理、事業の適切な運営管理を真に実行できるのか検討する必要があるところ、経済的基盤・属性を有しているかの判断には今回不開示となった部分の開示が必要である旨を主張する。

確かに、事業者の経理的基礎に係る情報は、その資金調達の状況等が処分場運営事業の適正執行の成否と無関係ではない以上、結果として周辺住民の生命、健康等に影響を及ぼすか否かの判断材料となり得る情報であることは否定できない。

しかしながら、そういった情報の特性を踏まえた上で、同処分場の建設・操業が適正になされるかどうか、そのための経理的基礎があるかどうかを判断し、許可・不許可の処分を行う権限を有するのは県であり、また、その処分を行う前の審査段階において経理的基礎の情報を公にすることが法令等で定められていない以上、一律的に全てを開示することが必要とまでは認められない。

よって、条例第8条第3号本文ただし書に該当するという異議申立人の主張には理由がない。

(3) 条例第8条第3号イの該当性について

異議申立人は、前記(1)ウ(ウ)のとおり、開示によりもたらされる周辺住民の生命、健康、生活の確保という利益と比べれば法人の権利保護の必要性は低いと主張するが、前述のとおり許可・不許可の判断を行うのは県であり、本件決定時において経理的基礎に関する情報を全て開示することが周辺住民の生命、健康、生活の確保という利益に直結するものではない。

また、異議申立人は当該法人の運営に関与する立場にないことから法人情報の開示によっても正当な利益を害する蓋然性は認められないとの主張についても、行政文書開示決定においては、開示請求者の個別的な事情は開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないため、開示することが妥当ということにはならない。

更に、過去の事業収支計算書は、民事裁判で当該法人が証拠として提出していることから「法令等の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報」等に該当するため、年度が異なるだけの本件対象文書1も全て開示すべきであるという主張についても、過去の収支計算書と本件対象文書1は異なる文書である以上、直ちに開示することが妥当ということにはならない。

よって、条例第8条第3号イに該当するという異議申立人の主張には理由がない。

(4) 以上のことから、本件決定において部分開示とした処分は妥当である。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書1を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、上記第3 1及び2のとおりである。

2 本件対象文書1について

異議申立人は、上記第2 1のとおり、本件対象文書1における不開示とした部分の取消しを求めているので、以下この点について検討することとする。

(1) 本件対象文書1は、法第15条第2項に規定する申請書に添付する書類として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第11条第6項第6号に規定する書類が不足していた

として、特定の法人から提出されたものである。

当審査会において、本件対象文書1を見分したところ、「表紙」(標題、作成年月日、作成者及び税理士の氏名が記録されている。)及び下表のAからEまでの標題及び欄による「表」で構成されている。

	標題の名称	欄の名称
A	設定条件	基本処理単価、浸出水処理期間合計支出額、埋立期間及び埋立期間積立額
I	会計処理	当期から経過年度、「廃棄物受入期、浸出水管理期」、「認可、建設」、「廃棄物受入、浸出水処理年度(各期)」、営業開始前支出、番号、仕様、第23期決算、営業開始前合計金額、1期埋立期間10年間合計、浸水出水処理30年間合計及び全合計
U	損益計算	収入、経費、営業利益、税引前当期純利益、法人税課税所得金額、法人税等、税引後当期純利益、繰越利益剰余金、番号、仕様、第23期決算、営業開始前合計金額、1期埋立期間10年間合計、浸水出水処理30年間合計及び全合計
E	資金繰り表	当期から経過年度、「廃棄物受入期、浸出水管理期」、認可、建設、「廃棄物受入、浸出水処理年度(各期)」、営業収支、積立準備金収支、金融収支、借入金、資金累計、番号、仕様、冒頭の欄(1頁目の4列目及び9列目の欄、2頁目の10列目の欄並びに5頁目の11列目及び12列目の欄)の名称

(2) 実施機関が、本件対象文書1について、本件決定により不開示とした情報は、次のとおりである。

A 「表紙」のうち作成者及び税理士の氏名

I 「表」のうち次に掲げる情報

(ア) 上記(1)AからEまでの標題の各欄に対応する金額

(イ) 上記(1)E資金繰り表のうち、冒頭の欄の名称並びに当期から経過年度、「廃棄物受入期、浸出水管理期」、「認可、建設」及び「廃棄物受入、浸出水処理年度(各期)」の各欄に対応する内容

(ウ) 仕様の欄及び次のaからcまでの各欄にそれぞれ記載された情報の一部

a 上記(1)I会計処理 営業開始前支出の欄

- b 上記(1)ウ損益計算 収入及び経費の各欄
- c 上記(1)エ資金繰り表 営業収支、積立準備金収支、金融収支及び資金累計の各欄

3 上記2(2)アの情報について

上記2(2)アの情報は、特定の法人の内部に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第8条第3号イに該当する。また、上記2(2)アの情報が、同号ただし書に該当すると認められる理由は見出しがたい。

以上のことから、上記2(2)アの情報が条例第8条第3号イに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

4 上記2(2)イの情報について

(1) 上記2(2)イの情報のうち、次のア及びイに掲げる情報は、本件決定においてすでに開示されている情報と同様の情報と認められることから、条例第8条第3号、第5号及び第6号に該当せず、開示すべきである。

ア 上記第1 1(1)に掲げる情報

イ 上記第1 1(2)に掲げる情報

(2) 次に上記2(2)イの情報のうち上記4(1)以外の各情報(以下「上記(1)以外の各情報」という。)について検討する。

ア 条例第8条第5号該当性について

(ア) 当審査会は、事務局の職員をして実施機関に対して調査を行い、以下の事実を確認した。

a 特定の法人が、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置における許可に係る本県対象文書1を含む申請書を、法第15条第2項の規定により実施機関に提出した。

b この申請に対して、実施機関は法第15条の2第1項の規定により不許可処分とした。

c この処分に対して、特定の法人は環境大臣に行政不服審査法に基づき審査請求をした。

d 環境大臣は、特定の法人に対し、同法第40条の規定による裁決をまだ下していない。

(イ) 上記(ア)で確認したところによれば、上記(1)以外の各情報は、県の機関の内部における審議、検討又は協議に関連して取得された情報であると認められる。

さらに、上記(1)以外の各情報は、上記(ア)bの不許可処分に至るまではもちろん、上記(ア)dに係る環境大臣の裁決の内容によっては実

施機関が再度の許可、不許可の判断をしなければならない場合があり得ることから、実施機関の意思決定に影響を与える情報であるといえることができる。

(ウ) また、上記(1)以外の各情報を不開示とする背景には、かつて栃木県鹿沼市において職員が殺害された事件があったように、廃棄物に係る行政における厳しい現状がある。このような現状を踏まえると、本件対象文書1を公開することにより、実施機関が、本件における当該法人の最終処分場設置申請をめぐり自己の希望する処分にするよう求める外部からの不当な圧力、干渉等の影響を受ける可能性は否定できない。

(エ) 以上のことから、上記(1)以外の各情報を開示した場合、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、本件の産業廃棄物処分場設置許可に係る実施機関の内部における率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、本件対象文書1の性質上、今後の審査の展開、事情の変更等により修正、再提出が行われる可能性があることなどから、本件対象文書1を公開することにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、上記(1)以外の各情報が条例第8条第5号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

イ 条例第8条第3号及び第6号該当性について

上記(1)以外の各情報は、上記アのとおり同条第5号に該当することから、同条第3号及び第6号に該当するか否かについて判断するまでもない。

5 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、上記第2 2(2)ウのとおり訴訟において、当該法人は、複数年度の「事業収支計算書」を証拠として提出しており、「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」に該当する」と主張しているので、次のとおり検討する。

裁判の公開及び訴訟記録の閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟に関係した者に関する情報が開披されることがあるとしても、このことをもって、情報公開の手続において、直ちに、一般的に公表することが許されているものと解する根拠となるものではない。

したがって、本件対象文書1に記録された情報について、裁判の公開

及び訴訟記録の閲覧制度を理由に、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると言うことはできず、異議申立人の主張は採用できない。

- (2) 異議申立人は、その他種々主張等するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、本件対象文書1につき、上記第1 1 (1)及び(2)に掲げる部分は本件決定においてすでに開示されている情報と同様の情報と認められることから、開示すべきであるが、その余の部分は、条例第8条第5号に該当すると認められることから、同条第3号及び第6号に該当するか否かについて判断するまでもなく、実施機関が開示とした決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成24年 3月14日	諮問書の受理
平成24年 5月 7日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 6月13日	異議申立人の意見書の受理
平成26年 6月24日	審議
平成26年 7月29日	審議
平成26年 9月16日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成26年10月21日	審議
平成26年11月28日	審議
平成26年12月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順：平成26年12月25日現在)